

## 第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会 議事概要

- 1 日 時 平成30年(2018年)3月5日(月)14:30~16:00
- 2 場 所 県庁新館4階 教育委員会室
- 3 出席者 元永委員、柴原委員、富永委員、住本委員、岩谷教育次長  
事務局：県教育委員会事務局幼小中教育課生徒指導・いじめ対策支援室

### 4 会議概要

#### ■開会

#### ■あいさつ

#### ■会議の成立確認

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会条例第7条第3項の規定に基づき、委員の半数以上の出席により成立

#### ■会議の公開・非公開について

(委員長)

滋賀県立学校いじめ問題調査委員会運営要領第5条第1項の規定により、今回の議題等についてはすべて公開とすることを決定

#### ■議題

#### ○議題① 「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 結果のいじめの概要について

(委員長)

まず議題①「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果のいじめの概要について」です。まず事務局よりその説明をお願いします。

(事務局)

それでは、「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果のいじめの概要について説明させていただきます。配布資料1ページの資料1を御覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、表題にも書いてありますように、結果の概要について抜粋をしたものでございます。また、1ページから2ページの黒地に白抜きで表記しております「表5」から「表10」は、3ページから6ページの「表5」か

ら「表 10」をそれぞれ示しております。

調査対象は、県内全ての公立小学校 225 校、公立中学校 100 校、県立高等学校 57 校、県立特別支援学校 15 校です。まず、(1)のいじめの総認知件数についてですが、総認知件数は前年度より 2,222 件増加し、過去最高の 4,855 件、1,000 人あたりの認知件数は 30.95 件という結果でありました。グラフでは、平成 24 年度からの経年変化を示しております。

次に、(2)いじめを認知した学校数、いじめの認知件数について説明します。いじめを認知した学校数については、小学校では、平成 27 年度 187 校から 18 校増加し 205 校、中学校では 6 校増加し 92 校、高等学校では前年度と同数の 42 校、特別支援学校では 2 校減少し 9 校となり、小・中学校においては認知した学校数が増加しました。

また、校種別のいじめの認知件数につきましては小学校では 1,718 件増加し 3,442 件、中学校では 475 件増加し 1,245 件、高等学校では 18 件増加し 143 件、特別支援学校では 11 件増加し 25 件となりました。3 ページの表 6 では、1,000 人あたりの認知件数も掲載しております。小学校では滋賀県の 1,000 人当たりの認知件数が 42.17 件、中学校が 30.69 件、高等学校では 4.40 件ということで全国平均を上回っている状況です。なお、特別支援学校につきましては児童生徒数が少ないこともあり比較することが難しい状況ですので、資料は掲載しておりませんが、全国値と比較するとやや低い傾向になっております。

資料 2 ページに戻ります。(3) いじめの日常的な実態把握のために、学校が直接児童生徒に対し行った具体的な方法についてです。表 7 も御参照ください。アンケート調査につきましては、全ての学校で実施されております。県教委としましても学期に 1 回、年 3 回程度のアンケートの実施をお願いしていることもあり、年 2 回以上アンケートを実施している学校の割合が昨年度より 1.0 ポイント増加し 99.2%でした。次に、(4) いじめの発見のきっかけについてです。表 8 も御参照ください。発見のきっかけでは、「本人からの訴え」が最も多く、次に「学級担任が発見」でした。特に、平成 28 年度は「学級担任が発見」の割合が大きく増加をしている状況でした。この数値につきましては、相対的なものですが、今後も子ども自身に訴える力や教員に相談しやすい雰囲気、また、SOS を受け止める力を高め、教育相談体制を充実させることは重要と考えております。

続いて、(5) いじめの態様についてです。資料 5 ページの表 9 を御覧ください。いじめの態様につきましては、「冷やかし、からかい、言葉の脅し」から「その他」までの 9 項目に分類して調査をしております。ここでは複数回答が可能でありますので、構成比の合計が 100%になっておりません。また、各項目については、表記上簡略化してあります。2 ページの「いじめの態様」に記載してありますように、小・中学校、高等学校、特別支援学校の全ての校種で「冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっております。次に多いのは、小学校・特別支援学校においては、「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」で、中学校におきましては、「嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする」、高等学校におきましては、「仲間はずれ、集団による無視をされる」でした。3 番目以降は、表を御覧ください。

続きまして、(6) いじめの解消状況についてですが、表 10 を御覧ください。昨年度の調査では、「一定の解消関係が図られたが、継続支援中」の項目がありましたが、本年度は「いじめが解消しているもの」、「解消に向けて取り組み中」、「その他」の3つの項目で調査をしております。「いじめが解消しているもの」の割合は、82.1%で昨年度より 10 ポイント減少しております。これは、表 10 の下に示していますように、平成 28 年度調査より、いじめの解消についての要件が示されまして、いじめが止んでいる状態が少なくとも 3 か月を目安として継続していることとなり、いじめが止んでから 3 か月は見守りをし、その後確認をして、いじめがなくなっていれば解消とするとなったことから、1 月から 3 月の事案につきましては、調査をした段階では「解消に向けて取り組み中」に含まれることとなり、前年度から 10 ポイント減少したものと考えております。いじめにつきましては今後も、子どもの心に寄り添って、保護者とも連携し、安心して生活できるよう継続的な支援をしていくことが重要であると考えております。

最後になりますが、(7) いじめの現状と対策についてですが、いじめの認知件数の大幅な増加につきましては、いじめを認知した学校数の増加、いじめの発見のきっかけとして、「学級担任が発見」が大きく増加していることから、各学校の認知力が上がって早期発見・早期対応が進んでいるものと認識しております。また、本人やその保護者からの訴えも全国と比べて高い状況にありますことから、相談しやすい環境づくりも進んでいるのではないかと考えております。

ただ、いじめは子どもの教育を受ける機会を著しく侵害し、場合によっては子どもの生命、または身体に重大な危険が生じるおそれがあることから、今後も次のような視点で対策をまいりたいと考えております。

まず、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が平成 29 年 3 月に改定されたのを受け、滋賀県いじめ防止基本方針を改定いたしました。現在、各学校がこの基本方針に基づきまして、学校いじめ防止基本方針の見直しを進めているところです。各学校においては、自校の取組の実施状況等を確認し、その状況に合わせて取組を推進することが重要であると考えております。特に、その中でいじめを許さない学校づくりや未然防止に努め、児童会・生徒会活動の充実を図ることが重要となります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を有効活用し、『いじめから子どもを守る』ことを主眼に、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、事案の発生時には、背景の見立てや子どもの心のケア等、組織的な対応に努めていきたいと考えております。

さらには、スマートフォン等の所持率も高くなってきていることもあり、利用について保護者および関係機関と連携するなどして、指導の充実に努めてまいります。

最後になりますが、新しい基本方針の中でも「いじめの問題への対応は、学校だけではなく社会における最重要課題の 1 つである」と示されたことから、これまで以上に子どもを守るために家庭・地域・関係機関との連携が重要となります。今後もその連携の強化を

図ってまいりたいと思います。

なお、資料6ページの下には、いじめの県内における具体的事例と8月に開催しました「いじめ問題サミット」の様子を掲載しております。また、資料の13ページにもいじめ問題サミットにつきまして掲載しておりますので、御覧おきいただければと思います。今後も、県教委としまして、各市町教育委員会や各学校と連携して、児童会・生徒会活動の充実を図って、いじめを許さない学校づくりを推進してまいりたいと考えているところです。いじめの概要については以上です。

(委員長)

ただ今の事務局からの説明について、御質問がありましたらお出しください。

(委員)

質問ではないのですが、2ページの7番、いじめの現状と対策に関連してなんですが、生徒さんや親御さんの話を聞くことがよくあるのですが、そこで感じることは、学校によっていじめの現状に格差があると感じます。格差の解消が必要だと感じています。

(委員長)

御質問ございますか。なければ御意見を受けたまわりたいと思います。

(委員)

先ほど、事務局から未然防止の観点から、児童会・生徒会の主体的な取組の説明がございました。このような取組は未然防止に非常に効果が上がるという実証的な報告が全国的にも多いです。いじめ問題サミットの取組は、子どもたちの主体的な取組が全県的に行われており、素晴らしい取組だと感じました。また「学級担任の発見」のポイント数があがっています。教員の感性を高めることは大事なことです。キーワードは「違和感に気づく」です。これは保護者からの相談においても適応できます。「子どもの違和感に気づく」「違和感に気づこう」という発信を保護者にも行うことで、家庭での発見にもつながっていきます。

いじめが止んでからの3ヶ月間の見守りについてですが、例えば1月から3月の事案については、4月を迎えた時に、学年が上がったり、担任が変わっていたり、卒業したり、あるいは校種が変わっていたりします。こういった時の継続指導が大事ですし大きな課題だと思います。卒業してしまったからいいではなく、どんな風な形で継続指導を進めるか、こういうところが大きな課題であり、押さえていく必要があると思います。

(委員)

「学級担任が発見」の認知件数が増加してきたことを説明していただきました。その背

景として、アクションプランにかなり手を入れていただいて、グレードアップしたことも要因だと思います。ただ、部活動があるとか、子どもと向き合う時間が取れないといった学校の先生の多忙さが議論されている中、どうして学級担任が発見しやすくなったのか、本県ならではの状況があるのでしょうか。

**(事務局)**

これまでいじめ防止対策推進法に基づいて、子どもが嫌だと思ったらいじめになるという認識を各種研修会、会議等で市町教育委員会や先生方に訴えてきました。担任の先生方がちょっとした子どもの違和感に対し十分に注意して対応していただいたこと、つまり先生方の意識の高まりが、認知件数の増加につながっていると思います。

**(委員)**

以前と比べて先生方の就労環境はどのあたりまで改善されているのでしょうか。

**(事務局)**

今年度滋賀県教育委員会では、学校における働き方改革の方針を出しております。今、数値的にどれだけ減ったのかということは申し上げられませんが、来年度は成果として出てくるのではないかと考えております。

**(委員)**

以前、研修会や会議を減らし報告物を精査していこうと取り組まれた。授業が終わって午後8時、9時まで残って頑張っておられるほど忙しく、なかなか子どもと向き合う時間が取りにくいという状況については、これからの課題ということで理解させてもらっているのですか。

**(事務局)**

県教育委員会としても、なるべく県に出す書類を減らしたり、会議の精選をしたりしておりますので、来年度成果として出てくるものと期待しております。

**(事務局)**

いじめの発見では、教職員からの発見が多く、本人からの訴えについても全国より高い状況です。この状況は、いじめ問題サミットが一定の効果を上げていると考えています。13ページの下を御覧ください。このサミットは今年度県南部の中学校を中心に49校が参加しました。来年度は北部の中学校が参加します。そして再来年度は、すべての中学校が一堂に介してサミットを開くという3年計画のものです。サミットでは、学校の先生も意見を述べながら生徒が中心になって取り組んでいきます。先生と生徒が一緒になっていじめ

問題について頭を悩ましていく、考えていくということをしております。また、学校に持ち帰って、自校の取組に生かすようにしておりますので、いじめの問題についての意識の高まりとともに訴えやすい環境、発見しやすい環境になっているのではないかと思います。

(委員長)

他に御意見、御質問はありませんか。それでは次の議題に進ませていただきます。

## ○議題② 滋賀県いじめ防止基本方針改定について

(委員長)

議題②「滋賀県いじめ防止基本方針改定について」の議題に入ります。事務局より御説明願います。

(事務局)

「滋賀県いじめ防止基本方針」について説明いたします。前回の調査委員会におきまして、「滋賀県いじめ防止基本方針の改定骨子」について御意見を伺ったところであります。今回は、御意見を踏まえながら、基本方針を改定させていただきましたので御報告いたします。7ページが「滋賀県いじめ防止基本方針の改定ポイント」、9ページが調査委員会からいただいた「いじめの防止等の対策に対する答申」でございます。この答申等を踏まえまして、答申に基づく対応や取組を主な柱として改定しました。いただきました答申等を7ページの「Ⅱ 県の現状および課題」としてまとめさせていただき、8ページの「県の課題を踏まえたいじめの防止等の対策」として、それぞれへの対応策を記載させていただく形で答申の提言を反映させていただきました。

答申の1ですが、これにつきましては、8ページの改定のポイントの4にありますように、教員が児童生徒と向き合う時間を確保するためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の外部専門家の活用によって指導体制の整備、学校における働き方改革の取組の推進により、教員が精神的なゆとりを持って児童生徒と向き合うに十分な時間の確保を図っていくということであります。

答申の2につきましては、ポイント1および4の方で対応しており、こちらもスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置・派遣の充実やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる校内研修を実施しまして、スクールカウンセラーおよびスクールソーシャルワーカーが活用される体制の整備に努めます。

答申3につきましては、ポイントの1と3に記載しておりますように、「学校の組織的な対応の徹底」を図ること。そのために、組織的に対応することの重要性についての研修の実施や学校評価における組織的な対応等を評価することを行います。また、学校のみでは適切に対応できない事案について、警察、司法、福祉、医療等の関係機関との情報共有、あるいは連携体制の構築や社会全体で子どもを見守るためにPTA、保護者や地域の関係

団体等の協力体制を構築するように取り組んでまいりたいと思います。

答申4につきましては、この「滋賀県いじめ防止基本方針」を参酌していただきまして、各県立学校でも「学校いじめ防止基本方針」の改定作業が進められております。県教育委員会としまして、学校がいじめ防止等に関する取組も含め、十分に注意を払って、適宜、適切な助言をしていきたいと考えております。

答申の第2の1につきましては、学校内のケース会議にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにも参画していただくことで、児童生徒のアセスメントおよび教員のコンサルテーション能力の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、8ページの上の段の「いじめ問題への県の考え方」に記載しておりますが、県がいじめ問題への考え方につきまして、「いじめ問題への対応は学校だけでなく社会における重要課題」であるとの認識を示しております。県として社会総がかりで取り組む問題であるとの認識を示しております。

最後に、11ページの「滋賀県いじめ防止基本方針」の概要でございます。この資料は、前回の委員会でも資料としてお配りしているものですが、この資料の右下の「4 重大事態への対処」を御覧ください。重大事態に際して、国の方で新たに「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が示されたことから、本県におきましても、重大事態に際して、当該ガイドラインに沿った適切な対応をすることを明記させていただきました。また、県立学校における重大事態の発生時には、学校または本委員会で調査を行っていただくことになっております。

ただ今説明いたしました点を中心に基本方針としてまとめたものが、参考資料1としてつけております「滋賀県いじめ防止基本方針」となります。「滋賀県いじめ防止基本方針」の改定につきましては以上でございます。

#### (委員長)

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問ございましたらお出しください。御質問とともに御意見もいただこうと思います。

#### (委員)

11ページの上の段の「いじめの早期発見」の中で「いじめを訴えやすい体制や環境の整備」とありますが、どのような体制・環境の整備が挙げられているのか、教えてほしいです。また、アクションプランも充実したものになってきているのですが、教育委員会が作成した資料なので、指導助言が中心にならざるを得ないことはわかりますが、私どもの福祉的な感覚でいくと、公益通報制度があり、施設内での児童虐待事案についての通報義務が職員に課せられています。その義務と同時に現場では、情報を提供する人のセーフティネットの仕組みをあわせて作っているかが問われています。ところが、アクションプランの「子どものアクション」の中に、いじめを見ている子どもたちが先生や関係者にいじめ

と疑われる事案の通報が、できやすい仕組みが、ぱっと見た感じでは見当たりません。このような仕組みは、学校現場ではなじまないと考えるべきなのか、そういったことがあればよしという考えになるのか。いじめについても、通報者の人権が守られる、加害者から身を守ってもらえるという保障や安心感が得られる仕組みが、学校現場ではいないのかお聞きしたいです。

#### (事務局)

まず、63、64 ページの「いじめの早期発見のための措置」を御覧ください。いじめを訴えやすい体制や環境の整備に関わり、アンケートや教育相談の実施、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーへの相談、24 時間の相談電話の設置等の体制整備を行っています。

また、いじめは被害者、加害者、はやしたてる観衆、見て見ないふりをする傍観者という森田洋司先生が提唱された「いじめの四層構造」があります。被害者が助けを求めるだけでなく、いじめを見た子どもが観衆や傍観者にならず、先生や保護者に相談するなど訴えてもらいたい。そして我々はいじめられている子もいじめられている子がいることを申し出てくれる子も守らなければならないと思っております。また、いじめアクションプランには、具体的な御意見をいただければ参考にさせていただき、よりよいものにしていきたいと考えます。後ほど、御意見をいただければありがたいです。

#### (委員)

今質問したことは、平たく言えば、ちくった生徒は、加害者からのさらなる攻撃の可能性が高いので傍観者にならざるを得ない。加害者に反抗することができないから、加害者側について自分が安全だからといった理由で、通報しにくい発見しにくいといったことがあると思います。このようなことを考慮して、安心感が得られるような仕組みがないと、本当に子どもたちが安心して先生に事実を告げることができないと思ってお伺いさせてもらった。そのあたりをアクションプランに反映させなければいけないと思うが、基本方針やアクションプランで子どもたちの安全は守られているから、子どもたちは躊躇することなく、事実を保護者や学校の先生に伝えることができると思われているのかどうかをお聞きしたかった。

#### (事務局)

先ほども申し上げましたように、申し出てくれた生徒を守っていく姿勢は大事なことです。アクションプランに、こういった文言を入れればよいということも、あとで御意見をいただければ参考にしていきたいと思っております。



(委員)

今の委員の意見ですが、簡単に言うと理念だけでなく、制度設計がどこまでしっかりできているかということをお聞きいただいているのだと思います。例えば、警察との連携をうたっていますが、制度設計はできているということになると、具体的なことは見えて来ないと思います。以前から言っているように度々社会問題化している子どもが死に至るようないじめはほとんどが犯罪性のあるものとみていいと思いますが、犯罪性のあるいじめをいかに警察につなげるかということが、日本は他の先進国から比べると一番遅れているところだと思います。欧米にあるようなスクールポリスのような制度を、日本の現行の枠組みの中で、制度設計するということが足りない所かと感じています。理念も大事ですけど、理念はあっても子どもたちは守られないことになりかねないことになると思います。

(事務局)

犯罪性のあるいじめなど、いじめにはいろいろな形があると思いますが、日頃、児童生徒を見ている教員が情報共有していますので、学校としてどのような場合に警察と連携していくか、あるいは他の機関と連携していくか、一事案ごとに判断しています。必ずこういうことが起こったら、この機関と連携するといった決まりきった制度はありません。事案ごとに判断して適切な機関と連携していくという考えのもと取り組んでいます。

一番の基本は、教育機関ですので、この子どもたちがいじめを行った、あるいはいじめを受けた時に、この子どもの成長のためにどうしていくのがよいのかといった観点に立ち、今後どのように指導していくのかを考えます。個別指導になってきますので、具体的な制度という面ではなかなか難しいのではないかと思います。ただ、様々な方法や制度については、今後も考えていかなければならないと思っています。

○議題③ 「ストップいじめアクションプラン」の改訂について

(委員長)

アクションプランについては、本日の議題のメインですので、いろいろと意見をうけたまわりたいと思います。

(事務局)

それでは、ストップいじめアクションプランの改訂の説明をさせていただきます。

まず資料の15ページを御覧ください。ストップいじめアクションプランの改訂案と現行のストップいじめアクションプランをお配りしております。それぞれ見比べながら説明をいたします。今年度、滋賀県いじめ防止基本方針を改定しましたので、それに伴い、いじめ防止のための具体的な行動を示す、アクションプランについても改訂する予定をしております。本日は、案について御意見をいただきたいと考えております。

それでは17ページの「はじめに」を御覧ください。9月に改定しました「滋賀県いじめ防止基本方針」で、滋賀県では「いじめの問題は社会総がかりで取り組む課題」であるとの認識を示しましたので、その部分についてアクションプランにも明記しました。また、これまでに開催しました本委員会の御意見をを受けて作成していることも記載させていただいております。

それでは具体的な修正箇所を説明いたします。18ページからの理論編ですが、「1. いじめの定義」につきまして、これまで法律の条項を記載しておりましたが、それに加えて、具体的な例を加えております。特に法律の定義では、いじめは「力の差」「継続的」「意図的」「深刻」等の要素が含まれていないことなどを記載して、わかりやすくいじめの定義について説明を加えております。

次に、「2. いじめの構造」ですが、いじめの構造を四層に分けて説明するとともに、留意すべき考え方をお示ししました。具体的に四層構造に基づいて、考え方①から④として、さまざまな考え方についても留意できるようにしております。いじめられた生徒から見ると、周りのみんなが加害者と認識されることもあるという考え方、さらに傍観者や観衆もいじめがあることを苦ししながらも、仲裁したり訴えたりすることが難しい状況におかれていることも考えられることから、加害者以外をすべて被害者とみる考え方もあります。また自分とは関係がないと考えることは、傍観者の増加につながることで、傍観者の中から仲裁者を育成することが重要であることを記載しました。

続きまして、次ページ「3. いじめの特徴」ですが、法律の施行前に作成した部分や国や県のいじめ防止基本方針が策定される前に作成している部分もありましたので、今般、文言を一部改訂しました。1つめは「いじめは多様で見つけにくく、事実認定が難しい」と改訂しました。これまでは「いじめはもともと見つけづらい特性があり、事実認定が難しい」と記載しておりましたが、「見つけづらい特性」をわかりやすく表記するために、「いじめは多様であり、見つけづらい」という説明を加えさせていただいております。それに伴いまして、その具体的な説明につきましても、①では「加害者が表に出ないいじめがある」としました。これまでは「加害者が他の者に指示をしていじめることがある」という表記でしたが、加害者が表に出ないいじめ、例えば落書きですとか、ネットによる誹謗中傷、そういったことも含めまして加害者が表にでないという記載にしました。次に④ですが、いじめは様々な人間関係の中で生じるため、それぞれの立場によって、関係者の認識に差が生まれることとしました。また、⑤として、事実関係の積み上げとともに、被害者や加害者の関係性にも着目する必要性があることを改訂案として作成しました。

2つめは、「2. いじめは人間関係から生じる関係性の病理である」ということの説明について、一部改訂しました。②のいじめは「グループや子ども同士の関係の中で誰もが被害にも加害にもなり得る流動的なもの」であり、子どもたちのグループ間の力関係がふとした拍子で入れ変わったりすることがある。それゆえ加害にも被害にもなるという説明をしています。

また、⑤いじめのきっかけが子どもたちの友人関係の中で日常的にどこでもみられることなどに改訂しております。

3つめは、「3. いじめは周りに打ち明けたり、訴えたりしづらく、心身に多大な影響を与える」という部分につきましては大きくは変更しておりませんが、いじめを受けた子どもは自尊感情が低くなることなどの説明をしております。

次に21ページの「4. いじめに対する基本的な姿勢」ですが、1つめに、今回のいじめ防止基本方針の改定にもあります「いじめの問題への対応は、学校だけでなく社会における重要課題である」ことを加えております。いじめの問題への対応は、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する必要があります。また、学校だけでなく、社会総がかりで取り組むために、関係機関や地域・保護者と積極的に連携することが重要であることを説明として、いじめに対する基本的な姿勢の1番目としました。

(2)、(3)は、これまでもアクションプランにありましたので、これまでどおりとしております。

続きまして、次ページの「5 学校におけるいじめへの基本的な対応」ですが、こちらは、学校における基本的な対応指針を示しております。また、24ページにまとめとして「最後に」を記載しております。この5、6については、これまでのものから修正等はしておりません。

次に、25ページのアクション編を御覧ください。いじめを止めるための具体的な行動を学校、子ども、保護者、地域の別に記載しております。ここでは、今回改訂を予定している箇所のみを資料として抜粋しております。まず、修正箇所の1つめとしまして、②子どものアクションを御覧ください。「(2)学級活動・児童会・生徒会活動」に⑧を新たに加えました。「学級の中で、いじめをなくす活動を進める仲間づくりやいじめのない学級づくりのための役割を決めよう」と、子ども自身の中で役割を決めていきたいと思いますということが書かれています。これは、学級活動の中で、例えば、いじめ防止委員やいじめに関する係などを決めて、子どもたちで自主的にいじめについて考えるという意図があります。

次に29ページ「ネット上のいじめへの対応」の改訂についてです。こちらは、いじめ防止対策推進法にもありますように、ネット上のいじめへの対応を、学校、子ども、保護者の別に対応を記載しております。具体的には、スマートフォンの普及により、ネットによるいじめ等の犯罪が増加しており、いじめ防止の観点から記載しております。今回、修正しましたところにつきまして説明いたします。具体的な行動については、大きな改訂はありませんが、一部法律や条例の改定に伴いまして修正しております。まず、31ページの真ん中に法律を掲載しておりますが、こちらは児童ポルノ法の改正にあわせて修正しております。これまで裸の撮影や配信が犯罪でありましたが、その画像の所持についても罰せられるということで、説明を加えました。

続きまして、32ページの保護者のアクションについてです。青少年インターネット環境整備法の改正にあわせて説明文を修正しております。これは、事業者に対して、フィルタ

リングの説明や保護者の同意に基づくフィルタリングの設定が義務化されたことを周知するために記載しております。また、一番下の「滋賀県青少年の健全育成に関する条例」の改正による保護者の努力義務についても変わりましたので、追加表記をしております。また、スマートフォンの普及により、インターネットの青少年に対する影響が大きくなっており、それらに対応する法改正にあわせてアクションプランを随時改訂しております。

続きまして、資料編について説明します。資料編につきましては、理論編やアクション編に基づき、実際に行動する際に必要となる調査様式やチェックシートなどを掲載しています。

まず、資料の1つめは、いじめへの気づきとして、NPO法人ジェントルハートプロジェクトの小森様の言葉となっております。

次に、資料の2つめは、「子どもたちのSOSをキャッチしよう」ということで、早期発見のためのチェックポイントを掲載しています。1、2については、これまでから掲載させていただいております。

37 ページの資料の3を今回新たに追加しました。学校における日常の取組を確認するために、学校の取組のチェック表を追加しました。この項目につきましては、いじめ防止対策推進法の法律の条文に基づき、学校が取り組むべきことを一覧表にしています。これをもとに毎年度学校において、学校の取組を確認していただきたいと考えております。

次に38 ページですが、子どもたちの未然防止という観点から、スマートフォンの取組や、生徒会が行っているいじめ防止の取組といった具体的な活動例を掲載しております。

39 ページにつきましては、いじめ等の相談窓口を一覧表にして掲載しています。こちらも随時、電話番号等について改訂しております。

最後になりますが、40 ページのいじめの対応手順を御覧ください。こちらの方もこれまでから記載していた部分を一部改訂し、いじめの対応手順として記載しました。いじめが起こった際の具体的な手順についてフロー図にして詳細な説明を加えて記載しました。フロー図を御覧ください。「事実確認」から「対応方針の決定・実施」「対応結果の確認・再発防止の取組」「継続的な見守り」として解説をしております。また、実施すべきことの説明や留意事項をナンバー1から6として解説しています。別添のリーフレットにもいじめへの対処がございますが、それらを詳しく説明したものがフロー図となっております。

また、あわせて、本委員会でいただいた意見をもとに作成しました「現状確認のためのシート」や「いじめの情報提供のためのアンケート」「聴き取りシート」などの様式例を49 ページ以降に載せております。またアンケート作成・実施上の留意事項についても掲載しております。この「いじめの対応手順」につきましては、48 ページにある参考文献をもとに作成しており、学校において対応等に困った場合に、対応の手順について詳細な説明をつけ加えて、参考にしていただけるようにしております。以上、今回のアクションプランの改訂案について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

(委員長)

それでは、御質問、御意見をあわせてお伺いいたします。

(委員)

改訂前のアクションプランの内容がすごく縮小されているように感じるが。

(事務局)

改訂したところだけ説明申し上げました。先ほど、委員がおっしゃった周りで見ている者がいじめをなくすための行動がとれるように指導するとか、見て見ぬふりをしたり自分とは関係ないことと考えたりすることは、いじめを容認したことになること的事实を深く考えさせるとかは、こちらの旧のアクションプランには入っております。

(委員)

旧バージョンの19ページにあります。周りで見ている人は、早期発見にとって重要なポイントになると思います。リーフレットの「早期発見」のところに、「いじめられていることは周りに相談しにくいもの」とあり、「いじめを訴えやすい体制を整えましょう」と挙げていただけていますが、いじめられている者もそうですし、いじめを見ている者もそうだと思いますが、そのことを相談すればさらにいじめがエスカレートするから、どうしても言えない、あるいは通告できないという深刻な問題が横たわっていると思いますので、そのあたりの部分も少し手厚い説明があればと思います。例えば旧バージョンであれば、「いじめを受けている人は」や「周りで見ている人は」の4つ目とか5つ目などの安心できるような何かがあるのではないかと思います。「こうしなさい」「あしなさい」という当たり前のことを書き込んでいただけています。「勇気を持とう」という記載も勇気が持てればいいのですが、勇気が持てない場合にもフォローできるような、安心できるような、また、いじめられている人も周りで見ている人も、早期発見につながるような情報提供ができるようなシステムをちょっと書いてあげれば、いじめの早期発見や重大な事態に結びつくまでに防止が図れるのではないかと思います。報道の発表を見ていると、学校が重大な事態であるとの認識をしていないケースが、重大な結果を生んでいることが多いことから考えると、かゆいところに手が届く文言が入っていると充実したアクションプランになると思います。

例えば「保護者に伝えるようにしよう」とありますが、保護者にこれ以上心配かけたくないという子どもの気持ちがあるという報道があります。ざるから漏れないように、フォローできればと思います。

子どもの心情にそったアクション編ですので、ここは充実してもらいたいです。仲間同士で未然に防いでいけるというのが理想ですけれども、できない場合に重大な結果を生んでいると思います。

(委員)

全体的に改善されていると思います。1点だけ前の方が良かったというところがあります。旧版の4ページ「～『教師の気づき』とはどういうこと?～」がなくなっています。この中に、危機意識を持つことの大切さが書いてあります。私はこれを大事だと思っていて、危機管理に対する意識というのが学校は、他の医療界や企業と比べるとちょっと低いと感じていますので、今まで以上に上げてほしいと思っています。記載がなくなっていて、なくなった理由の説明もありませんでしたので、聞かせていただければありがたいです。

(事務局)

こちらの「教師の気づき」という部分は、本日の資料には付けていないのですが、学校のアクションの方に移しております。学校のアクションの13ページの一番下に「教師の気づき」を付け加えました。「生徒指導の『さしすせそ』」もアクション編に移しております。説明不足で申し訳ありません。危機意識の部分は、大事な部分ですので、残しておきたいと思っています。

(委員長)

私はこの役目をいただいて何度も読んだのですが、すごくわかりにくいです。もちろん、難しい言葉は使わないように意識して書かれているので、書いてある個々のことはそんなに難しくありません。ただ誰に向けての本なのかが、何度読んでもよくわかりません。教育委員会が作っておられるものなので、先生向けの本と取ればいいのですか。またアクション編がすごくわかりにくくて、先生が子どもを指導するときに、子どもに対してこんなふうにいじめを捉えて、こんな風に行動しようよと御指導される時の参考になるものなのか、誰に向けてのアクションプランなのかが何度読んでもわかりません。そのあたりを教えてくださいませんか。

(委員)

僕の感想ですが情報量はすごく多く、十分だと思います。何が主で、何が従なのか、理論的なバックボーンはどうなっているのか、そういうところが見えてこないのが、わかりにくい理由ではないかと思っています。

(委員長)

理論編を読んでいるとまとまってわかるのですが、アクション編を読むと、何の場面で使うのか、誰に向けてのどういうものなのかが、個々の書いていることはさておき、正直その間の構成がわからない。

(委員)

私の理解は、アクション編はそれぞれ子どもなら子ども、保護者なら保護者、先生なら先生にと向けて書かれている。場面によっては保護者が集まれる時にはこのアクションを保護者に説明されるのかと。そのためのデータとして作っておられるのかと思います。

(事務局)

25 ページを御覧ください。対象別アクションということで、子どもはこういうアクションを、保護者はこういうアクションをとという意味合いで作成しております。

(委員長)

それは表題があるからわかるのですが、結局一生懸命読めば読むほど、わからなくなるのですが。

(事務局)

アクション編につきましては、まさしく手の上げ下げから丁寧に書いている部分があります。例えば「いつもお互いが挨拶をかわそう」は当たり前といえば当たりのことですが、いじめのない学校を作るための1つのアクションです。非常に小さな例を載せていると、実際にわかりにくいという意見もありますが、重要なことと捉えております。どうしても網羅的になっている部分はあるかと思います。

(委員長)

今回の 20 ページ、「いじめは多様で見つけにくく、事実認定が難しい」とありますが、もともとは加害者が表に出ない、他の人に指示してやらせるようなことも書いてあったが、特段ここに書いてある意味内容が変わったというわけではないのですね。つい法律家としては、もともとのものは、後半が教唆犯だと読めるところが職業病ですが。人に指示させたりして実行者と首謀者が違うから、わかりにくいという話としてとうとうと書いてあったと思うのですが、今回はどちらかという、インターネットとかの書き込みとか、目に見える行動そのものが、人から見える行動そのものが、自宅でこっそりネットに書き込んだりとか、誰も見ていない所でやったりとか、そんなことだから見えにくいよ、ということに置き換わっているという理解でよろしいのでしょうか。

(事務局)

今委員長がおっしゃったように、誰かに指示したとか、指示させたとか、誰も見ていない所でやっているとか、誰がやっているのかわからない、表に加害者が出てこない。これも含めて入れたということです。

**(委員)**

この28年改訂分は県のホームページにあがっていて見てもらえますよね。教員の認知度がかなりアップしていることから、何らかの形で活用が図られたのかもしれないと考えられます。例えばアクションプランにあるいじめのチェックリストで毎週確認しましょうとか、アクションプランによって教育実践を月に一回振り返りましょうとか、アクションプランで確認していくと、認知度アップの裏付けが鮮明になると思います。教師自身が自分の活動を見直して、いじめの早期発見にもっていけるような感性、認知度を上げていくことはすごく大事なので、これだけの本を作られたら是非活用方法を周知徹底していただきたいと思います。

**(委員長)**

他にございますか。

**(委員)**

48ページの下に参考文献が載っていますが、マニュアルを作成する時に、たたき台となるようなものが並べてあります。エビデンスに基づいたいじめ対策をすることが成功の秘訣です。森田先生の「いじめとは何か」。あれはポイントがすごく整理されていて、すべての先生が読むべき本だと思います。根本的な理解を深めるために、そういう本を載せてもらってもいいと思います。

**(委員長)**

それではこの議題に対しては終了とさせていただきます。

では、最後に議事録のことですが、議事録案を作成いたしまして、皆さまに確認いただいて、公表させていただきますのでよろしくお願いします。

それでは、今年度の第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会の審議を終了します。皆さま御協力ありがとうございました。

それでは、事務局に進行をお返しします。

**(事務局)**

本日は、第2回滋賀県立学校いじめ問題調査委員会にあたりまして、熱心に御審議いただき誠にありがとうございました。

いただきました御意見として、学校によっていじめ認知の格差がある。格差を解消していくことが必要である。子どもたちの主体的な取組が大変重要であり、もっと進めていくべきだ。子どもたちの違和感に気づこうという先生方の意識を高める。卒業とか進級のときの継続指導も考えていくべきであるということや教員の多忙さ、いじめを話してくれた子どもたちに安心感を持たせるシステム作り、参考文献に森田先生の著書を入れるとか、



被害者・加害者への聞き取り、事実確認の仕方等、御意見いただきました。これらのことについて、今後検討させていただきまして、アクションプランの改訂に生かし、よりよいいじめ対策につなげてまいりたいと考えております。

来年度の委員の任期についてであります。委員の任期は本年の4月24日までとなっております。現在、各職能団体様に御推薦を御依頼しておりますが、来期も継続していただける方もいらっしゃるかもしれませんが、本年度最後の委員会でありますので、御礼を申したいと思います。

本当に委員を務めていただきありがとうございました。答申をはじめ、数々の御意見、御指導ありがとうございました。本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございました。